

さぬき動物愛護センター施設見学実施要領

1 目的

この要領は、さぬき動物愛護センター（以下「センター」という。）の施設見学とあわせ、本県の動物愛護管理行政の現状を周知し、動物愛護に関する普及啓発研修を実施するにあたり、必要となる事項を定める。

2 実施対象

学校及び各種団体等

3 実施場所

センター内施設

4 実施日時

休館日を除く午前9時30分から午後4時00分の間で1時間～1時間30分程度

5 内容

動物愛護管理に関する講義及びセンターの施設見学を主たる内容とする。

6 申込方法

申込にあたっては、事前に申込者とセンターが、授業内容や日程について十分に協議した上で、別紙「施設見学申込書」を提出することとする。

7 施行年月日

令和5年4月1日から施行する。